

財務書類（全体）における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

イ、昭和60年度以降に取得したもの

i) 取得原価が判明しているもの……………取得原価

ii) 取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・再調達原価

なお、上水道事業会計及び下水道事業会計においては、原則として取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア、市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア、市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ、市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年、工作物 3年～60年、物品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち坂祝町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。なお、当年度においては前記金額が負となるため、当該超過額を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

③ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリー

ス料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

① 現金（要求払預金）及び現金同等物。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、上水道事業会計及び下水道事業会計においては、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更

該当する変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する債務はありません。

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

上水道事業会計、下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整

理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲と内訳

売却可能資産の範囲は、財務書類対象年度の翌年度予算において、財産収入（財産売却収入）として措置されている公共資産としています。当年度において売却可能資産はありません。